

登録と
予防注射は
大切なワン！



地区	日	実施場所	実施時間
白木谷・久礼田・岡豊	4月26日(火)	旧白木谷バス停前	9:15~9:25
		四方竹出荷場前	9:40~9:50
		八京公民館	10:00~10:10
		岡豊町笠ノ川公民館	10:20~10:40
		植田公民館	11:00~11:15
		久礼田体育館	11:30~11:45
		岡豊町蒲原公民館	13:20~13:35
岡豊・国府・長岡	4月28日(木)	岡豊町滝本公民館	13:50~14:05
		岡豊町定林寺公民館	14:20~14:35
		岡豊町小竈熊野神社	9:10~9:25
		岡豊町中島沖公民館	9:40~9:55
		岡豊ふれあい館	10:10~10:30
		左右山公民館	10:45~10:55
		比江スポーツグラウンド	11:10~11:25
北部	5月8日(日)	西島公民館	13:20~13:35
		市役所北駐車場	13:50~14:20
		久礼田体育館	9:50~10:20
		岡豊ふれあい館	10:45~11:20
南部	5月15日(日)	SUNSUNながおか	13:20~13:55
		市役所玄関前	14:20~15:10
		日章福祉交流センター	9:50~10:30
		前浜公民館	10:45~11:10

※お問い合わせは、環境課環境係（☎880-6557）まで

軽自動車・原動機付自転車などの届け出

軽自動車や原動機付自転車、農耕車の税金は、毎年4月1日現在に所有している方に課税されます。
* 4月2日以降に廃車・名義変更されても、その年度は課税されます。

車種	届け出先
原動機付自転車 (50cc~125cc、ミニカー) 小型特殊自動車、農耕作業用自動車	南国市税務課税務管理係 ☎880-6554
軽二輪車(126cc~250cc)	高知県軽自動車協会 ☎842-4311
二輪の小型自動車(251cc~)	高知運輸支局登録部門 登録関係ヘルプデスク ☎050-5540-2077
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎842-5734

農耕作業用自動車

コンバイン・トラクターなどの乗用装置を有するものは課税されますので、取得した場合は登録の届け出が必要です。

身体障害者などへの減免

身体障害者または知的障害者などで、一定の要件に該当する方は減免を受けられますので、4月25日(月)までに申請してください。

廃車・名義変更の届け出が必要な場合

- ▶ 廃棄した
- ▶ 人に譲った
- ▶ 盗難にあった
- ▶ 紛失した
- ▶ 転出した など



※お問い合わせは、税務課税務管理係（☎880-6554）まで

犬の登録と狂犬病予防注射

愛情と責任を持って犬を飼いましょう

ご希望の場所で、登録・注射を受けてください。
* 暴れて注射をさせない犬は、犬を抑えられる人が連れて来てください。
* 死亡や譲渡・転居・転出・転入の場合も届けてください。
* 料金は釣り銭のいらないようにお願いします。

23年度の日程表

地区	日	実施場所	実施時間
大篠・野田	4月8日(金)	明見公民館	9:20~9:30
		篠原中央公民館	9:50~10:10
		市民体育館	10:30~10:50
		能間公民館	11:10~11:30
		上野田公民館	13:25~13:35
		下野田公民館	13:50~14:00
		西野田公民館	14:15~14:30
日章・前浜	4月13日(水)	久枝公民館	9:15~9:30
		南部市民館	9:45~10:00
		前浜公民館	10:15~10:30
		物部公民館	10:50~11:10
		田村西部公民館	13:20~13:40
		日章福祉交流センター	14:00~14:20

飼い犬は、生涯で一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が必要です。

4月から5月にかけて市内各地を巡回し、登録（新たに飼い始めた犬、未登録の犬）と狂犬病予防注射を行います。

◎ 次のような犬は、狂犬病予防注射を受けられないことがあります。

○ 老齢、体調不良（下痢、食欲不振、フィラリアなどの病気など）や病気で治療中

○ 妊娠中、授乳中

○ 注射に対してアレルギー体質

○ 他のワクチンを接種したばかり

* 飼い主が気にかかる症状があれば、獣医師に相談の上、注射の時期をずらすか、動物病院での実施を検討してください。



土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿が見られます



縦覧期間	4月1日(金)~5月31日(火) 8:30~17:15 * 土・日曜日、祝日を除く
縦覧場所	税務課資産税係
縦覧資格者	平成23年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者または納税者から縦覧の委任を受けた方
縦覧対象物件	納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額 * 土地（家屋）のみを所有している方は、家屋（土地）の縦覧はできません。
必要な物	認め印と運転免許証など身分を証明する物または納税通知書（受け取り後） * 代理人は委任状が必要です。（法人の場合は代表者からの委任を受けてください。）
手数料	無料

◎ 「誰々さんの（どこそこの）土地と家屋の分を縦覧したい」との要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますので、お答えできません。あらかじめ縦覧個所の所在地番などを確認の上、縦覧してください。

※お問い合わせは
税務課資産税係
（☎880-6554）まで